

退職(失業)による国民年金の特例免除申請について

国民年金保険料の納付が困難な場合は、免除制度がありますが、退職(失業)等が理由の場合は、退職(失業)による特例免除があります。

退職(失業)による特例免除申請について

本人所得を除外して審査します。

特例免除申請は、通常の特例免除申請であれば審査の対象となる本人所得を除外して審査を行います。そのため、納付する保険料が免除されやすくなります。

配偶者、世帯主に一定以上の所得がある場合は、特例免除申請においても保険料の免除が認められない場合があります。

また、この特例免除は、配偶者、世帯主が退職された場合にも対象となります。

通常の特例免除申請の審査対象

申請者本人の所得 申請者の配偶者の所得 世帯主の所得

特例免除申請の審査対象

~~申請者本人の所得~~ 申請者の配偶者の所得 世帯主の所得

【手続きに必要なもの】

- ・年金手帳
- ・印鑑
- ・雇用保険被保険者離職票又は雇用保険受給資格者証等
(失業していることを確認できる公的機関の証明の写し)

※申請者以外が申請に来られる場合は、代理人の本人確認のできるもの(免許証、パスポート等)
また、申請者と代理人が別世帯の場合は、委任状が必要になります。

国民健康保険からのお知らせ ～こんなときは14日以内に届出を～

国民健康保険に加入するときや、やめるときには、14日以内に町に届出が必要となります。

- ◆ 国保に加入する場合
 - ・職場の健康保険などをやめたとき。
 - ・他の市町村から転入したとき。
 - ・子どもが生まれたとき。
 - ・生活保護を受けなくなったとき。
- ◆ 国保をやめる場合
 - ・職場の健康保険などに加入したとき。
 - ・他の市町村に転出するとき。
 - ・国保の被保険者が死亡したとき。
 - ・生活保護を受けたとき。

これらの届出をする場合は、上記の事実を証明する書類と届出に来られた方の免許証、パスポートなどの本人確認書類が必要となります。また、同一の世帯以外の方が届出をする場合は、当該世帯主の委任状を持参してください。

